補助金に係る消費税の仕入控除税額の積算内訳書

（補助金ごとに作成すること）

　　　　法人名・主たる補助施設名

○課税売上割合を記入　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　○課税売上割合95％未満の場合は、該当する算定方式に✓

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課税売上割合 | ％ | 消費税の申告において端数処理していない場合は端数処理せず、端数処理している場合は同様にする。 |  | 個別対応方式 |  | 一括比例配分方式 |

○計算表（円未満は切り捨て）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費　　　　　 ① | ①のうち消費税額　② | ②の内訳　※ | 仕入控除税額　　　　　　 ⑤ | ①に対する補助金の割合　　　　　⑥ | 補助金に係る消費税の仕入控除税額　 ⑦(⑤×⑥) |
| 課税売上対応分　　③ | 共通売上対応分　　④ | 非課税売上対応分 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  | 円 |

⑥＝補助金交付確定額÷①

記載上は適宜省略（0.6333...等）可。ただし⑦欄では端数もそのまま計算に入れてください。

⑤の計算方法は次のとおり。

(１)課税売上割合９５%以上の場合……⑤＝②

(２)課税売上割合９５％未満で個別対応方式の場合……

　　　　　　　　　　　　　⑤＝③＋（④×課税売上割合）

(３)課税売上割合９５％未満で一括比例配分方式の場合……

　　　　　　　　　　　　　⑤＝②×課税売上割合

申請額一覧に記載された所要額の合計額を記入。

※個別対応方式の場合の注意事項

　②の内訳で、すべて非課税売上対応分としている場合、⑤、⑥は記入不要、⑦（＝報告額）は０円となります。補助を受けた事業所がグループホームなど課税売上のない事業所の場合、これに該当することが多いようです。

課税売上割合９５%未満で、個別対応方式を採用している場合のみ記入。